

# 令和元年度第1回江別市個人情報保護審査会 議 録

日 時：令和元年7月8日（月）  
16：00～17：00

場 所：江別市民会館23号室

出席者： 伊藤副会長・石黒委員・田口委員・龍田委員・松本委員  
福島総務部次長・宮沼総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐藤主任・  
佐賀主事

説明員： 中村子ども育成課長、野本子ども育成課主査  
(傍聴者2名)

## 1. 開会

伊藤副会長： ただいまから令和元年度第1回江別市個人情報保護審査会を開会いたします。  
伊藤副会長： 2名の傍聴希望者がおり、入室を許可しましたので報告します。

## 2. 議事

### (1) 会長の互選について

伊藤副会長： それでは2の議事に入りまして、(1)の会長の互選についてを議題とします。江別市個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定により、会長は「委員の互選により定める」とされていますことから、委員の皆様からの推薦をいただきたいと思えます。

指名による推薦はありませんか。

石黒委員： 田口委員に会長をお願いしたいと思えます。

伊藤副会長： 会長に田口委員との推薦がありました。これにご異議ありませんか。  
(異議なし)

伊藤副会長： それでは、会長に田口委員が互選されました。  
以後の議事進行は、田口会長をお願いいたします。

田口会長： 皆様の協力を得て努めてまいりたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

田口会長： 次の諮問事項に関わる説明員の入室のため、休憩いたします。

《健康福祉部入室》

田口会長： 審査会を再開いたします。

## 2. 議事

### (2) 諮問事項 ア潜在保育士の就業促進事業に係る個人情報の本人外収集について

田口会長： (2) 諮問事項、ア潜在保育士の就業促進事業に係る個人情報の本人外収集についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

宮沼課長： 本日、諮問事項を所管する実施機関の説明員として、健康福祉部の職員が出席しておりますので、ご紹介いたします。子ども育成課長の中村と、子ども育成課主査の野本です。

それでは、子ども育成課長の中村より田口会長に諮問書を提出させていただきます。

(中村課長が田口会長に諮問書を手渡す。)

田口会長： ただいま個人情報保護条例第7条の規定に基づき諮問を受けましたので、審査会として調査審議にあたります。

田口会長： はじめに、実施機関から内容の説明をお願いします。

中村課長： 潜在保育士の就労促進事業に係る個人情報の本人外収集についてご説明いたします。お配りしております資料をご覧ください。

私からは、本件事業に係る背景・目的についてご説明いたします。

まず、保育施策に係る江別市の現状についてですが、当市においては、働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進するため、待機児童解消対策として、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度以降、公立のよつば保育園を開設したほか、民間事業者による保育園の新設や施設整備への支援などを行ってきたところであり、本年4月1日現在の保育に係る定員は1,622名となり、平成27年度以降、526名の定員拡大を図ってきております。

一方、子育て世代の転入や、女性の就業率の増加等による保育ニーズの高まりにより、本年4月1日現在、国の定義に基づく待機児童は発生しておりませんが、希望する保育所に空きがないことなどによる潜在的待機児童は、前年より減少したものの、低年齢児を中心に88名発生しております。

定員の拡大と合わせ、働きながら安心して子育てができる環境づくりの両輪である、本件の保育士確保について、市内事業者における職員配置の現状は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に示されている配置基準を下回っておらず、定員1,622名に対し、受入可能な人数は1,684名となっており、現時点で、保育士の不足による定員割れなどにはなっていない状況であります。

しかし、昨年度、市内の事業者に対しアンケート調査を行ったところ、回答のあったほぼ全ての事業者が、保育士の確保は非常に難しい状況にあるとしております。今後想定される保育ニーズの増加や保育士の労働環境等を考慮すると、保育士の確保は喫緊の課題であると認識しており、現在、当市の実情に合った対策を検討しているところであります。

このような中、平成27年度に北海道が実施した保育士実態調査によると、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」のうち、約半数が保育士としての就労を検討しても良いと回答しており、このような、潜在保育士の保育現場への復帰を促進することで、保育士人材の確保につなげていきたいと考えております。

つきましては、保育士確保策の一つとして、潜在保育士に対し、平成26年度より当市において実施している「保育士等人材バンク」の登録案内や、各種研修・制度等の周知を行いたく、北海道が所有している保育士登録情報を収集し、活用していきたいと考えているところであります。

背景と目的についての説明は以上であります。詳細につきまして担当主査の野本よりご説明いたします。

野本主査： 資料について、概要を説明します。

本件事業の概要についてですが、背景・目的については、先ほど課長から説明したとおりです。実施主体は江別市であり、事業の内容については、北海道から保育士登録情報を収集し、その情報をもとに、江別市保育士等人材バンクの制度案内などを郵送で行うことで、保育士資格を有しているが、現在保育士として就労していない、いわゆる「潜在保育士」の就業を促進し、不足している保育人材の確保を図るものです。

諮問内容についてですが、北海道が所有している保育士登録情報は、保育士登録事務のために北海道が本人から収集したものであります。資料には記載しておりませんが、保育士登録は児童福祉法に基づき、都道府県知事に登録の申請をする必要があるため、保育士登録事務は北海道が所管しており、保育士登録情報についても北海道が所有しているものです。市が当該事業を実施するために北海道から保育士登録情報を収集することについては、本人外収集にあたり、江別市個人情報保護条例第7条第2項の収集の制限に該当するため、同条例第8号の規定に基づき、江別市個人情報保護審査会の意見を聴くものであります。

なお、北海道は、道内各市町村からの依頼に基づく保育士登録情報の提供を可能としており、平成29年度は帯広市、平成30年度には札幌市、室蘭市、小樽市が北海道から保育士登録者名簿の提供を受けております。

収集の必要性についてですが、当該事業は、潜在保育士に対し各種制度の案内を行い、保育現場への復職を支援することで保育人材の確保を図るものであります。保育人材の確保は喫緊の課題であり、公益性が高いことと、保育士資格を持つ方へのアプローチについては、北海道が所有する保育士登録情報を活用することが合理的であると考えられるため、登録情報を収集する必要があると考えております。

本人外収集する個人情報の項目等については記載のとおりです。

個人情報の適正管理についてですが、収集した個人情報は当該業務の実施に限定し、第三者への提供は行いません。また、保育士登録者情報の収集にあた

っては、北海道から保育士登録者情報が入ったCD-Rを郵送にて受け取り、パスワードは電話で北海道から聞き取ります。CD-R及びパスワードの管理については厳重を期すこととし、担当者以外の閲覧を不可能といたします。

説明は以上です。

田口会長：引き続き、事務局から条例の規定について説明をお願いします。

宮沼課長：当該案件につきましては、当市は、北海道が保有する個人情報である保育士登録者名簿の提供を受け、保育人材の確保に利用しようとするものであります。

江別市個人情報保護条例「収集の制限」についてを定める第7条第2項において「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とされ、同項第8号で「前各号に掲げる場合のほか、実施機関が江別市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。」とされていることから、審査会の意見をいただくものであります。

田口会長：ただいまの実施機関及び事務局の説明に対する質疑はありませんか。

石黒委員：当該事業のうち、北海道から収集した情報を用いて行う事業として「江別市保育士等人材バンクの登録の案内」のほかには何かありますか。

中村課長：潜在保育士の方には、江別市保育士等人材バンクの登録の案内と北海道社会福祉協議会の支援制度の案内をお送りする予定です。潜在保育士の方が江別市保育士等人材バンクに登録すると、市内の事業者から市に問い合わせがあった際に、市から事業者へ潜在保育士の登録情報を渡す流れになっていますので、江別市保育士等人材バンクに登録していただくことが、保育士の現場復職の後押しとなる旨を案内に記載したいと考えています。

石黒委員：札幌市は、同様に情報収集する際に氏名と住所のみ収集しているようですが、江別市は、生年月日と性別も対象としています。江別市保育士等人材バンクの登録の案内を送付するだけであれば、北海道から収集する情報は氏名と住所のみで良いのではないですか。

野本主査：他市の収集状況を調べたところ、当該諮問書と同様に氏名、住所、生年月日、性別を収集していた市町村があり、それに倣いました。

田口会長：札幌市のように氏名と住所だけではなく、生年月日と性別を収集しなくてはならない理由は为什么呢。

中村課長：生年月日については、ご高齢な方については状況によって案内を送らない可能性があるためです。また、性別については男性の保育士も増えていますので、収集する必要はないかもしれないと今考えています。

田口会長：では、今後もまたその内容は検討されるということでしょうか。

中村課長：性別の収集について検討いたします。

石黒委員：北海道の保育士登録とは、保育士であれば全員登録しなければならないのでしょうか。保育士ではない方でも意欲があれば登録できるのでしょうか。

野本主査：保育士として働くにあたっては、保育士登録をすることが児童福祉法で義務付けられておりました、保育士資格を得ること自体は養成校を卒業した時点若

しくは保育士試験に合格した時点で保育士資格を得ることはできますが、保育士として働くには都道府県知事に届け出をする必要があると定められております。

石黒委員： 保育士登録しているのであれば、たとえ高齢であろうとも働く意欲がある可能性があり、高齢だからといって江別市保育士等人材バンクの登録の案内を送らないのは違うと思います。

田口会長： 今後検討してください。また、年齢や性別で求人票を決定することが無いようよろしくお願いいたします。

龍田委員： 審査会に出席するのは初めてなので、よくわかっていないことが多いのですが、例えばマイナンバーを収集する際は使用目的を伝えて収集すると思うのですが、すけれども、あらかじめ北海道に保育士登録をする際に他市への情報提供について保育士の同意を得ることができれば、江別市個人情報保護条例第7条第2項の2号に規定する「本人の同意があるとき」に該当させて容易に北海道から情報収集できるようになると思うのですが、いかがでしょうか。

中村課長： 北海道の事務として「保育士として働きたい」という趣旨で登録が始まっておりますので、おそらく当初から他の自治体に情報提供することは想定されていないと予想いたします。

宮沼課長： 北海道に保育士登録する際に、龍田委員がおっしゃったような他市への情報提供について事前に同意する制度は今現在ありません。その情報を市が収集するにあたって江別市個人情報保護条例に照らし合わせると、江別市個人情報保護審査会の意見を伺う必要があるという判断で諮問させていただいております。

田口会長： 龍田委員が仰ったのはいい提案だと思います。時代の変遷に伴ってシステムも変遷していく必要があると思いますので、また何かの機会にご提案いただければと思います。

伊藤副会長： 江別市個人情報保護条例第7条第2項第8号における「公益上特に必要があると認めるとき。」という部分が非常に重要だと思います。

資料の「1－（1）背景・目的」と「2－（2）収集の必要性について」を比較すると、「2－（2）収集の必要性について」では保育人材の確保は喫緊の課題と記載されていますが、「1－（1）背景・目的」での説明の中で「保育士確保について、市内事業者における職員配置の現状は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に示されている配置基準を下回っておらず、現時点で、保育士の不足による定員割れ等にはなっていない状況」とあり、あくまで保育人材の確保は将来的な課題であって、喫緊の課題とは結びつかないように聞き取れます。

喫緊の課題であるという点について改めてご説明いただけますか。

中村課長： 定数上の保育士は足りているのですが、保育士の運用状況として1日のうち複数名でシフトを組んでおりますが、夕方など時間帯によって保育士が不足し、臨時保育士を雇えないため正職員の保育士が残業して対応していることがあ

るという状況です。正職員が十分な休息を取って仕事ができるようにするためには保育人材を確保することが喫緊の課題です。

伊藤副会長： 園児2人につき保育士1人が対応することが望ましいというような基準があったかと思いますが、江別市の実態はそういった基準における保育士の定数は満たしていても保育士の運用面において追いつかない部分があるということでしょうか。

中村課長： 職員配置基準では0歳児3人につき保育士1人となっており、どの時間帯においても基準を満たすためには、複数名で時間帯を分けて対応する必要があるのですが、朝や夕方など時間帯によって保育士が不足し、臨時保育士を雇えないため正職員の保育士が残業して対応していることがあるという状況です。

伊藤副会長： 保育人材の不足について、来年度の正職員の保育士採用では改善されないということでしょうか。

中村課長： 各事業者において人材増に苦勞しており、改善は見込まれません。

伊藤副会長： わかりました。

伊藤副会長： 北海道から江別市を住所とする保育士の登録情報を得るにあたり、相当数が登録時と現在において住所が違っていることが想定されるため、当該事業の有効性について疑問が残るのですが、その点はどのようにお考えですか。

野本主査： 北海道から江別市を住所とする登録情報は約1,500件あると聞いておりますが、札幌市が同様に情報収集しアンケート調査を実施したところ、約3割が宛先不明で返戻となっているため、江別市においても約3割程度が宛先不明で返戻となることが想定されます。

伊藤副会長： 札幌市を含め道内各都市で同様の事業が始まっている状況を考えると、もはや各都市それぞれで対応するのではなく、北海道が他市の状況を見ながら登録者に対し他市への情報提供について知らせる方が良いような感想を持ちました。

田口会長： 3点確認させてください。1点目ですが、資料の「2—(4)個人情報適正管理」について、北海道から得た個人情報が入ったデータファイルの管理については、部署で管理するのか、あるいは担当者が管理するのか教えてください。

2点目ですが、当該情報について同資料において「担当者以外の閲覧を不可能とする」と記載していますが、担当者は何名で検討しているのでしょうか。

また、部署の異動により担当者が交替する際における、パスワードの変更など情報の管理についてどのような準備があるかお聞かせください。

3点目は、当該事業に関して他市の事例において先ほど伊藤副会長が指摘した点の他に何か課題があれば教えてください。

野本主査： 北海道から得た個人情報の管理については、本市健康福祉部子ども育成課で管理する予定です。個人情報が入ったCD-Rについては、同課の鍵付きのキャビネットに保管する予定です。パスワードについては、本市総務部情報推進課で設置している個人用のファイルサーバーに保管する予定です。

中村課長： 担当者を交替する際は、パスワードを変更し個人用のファイルサーバーに保管する予定です。

田口会長： パスワードなど適正な情報の管理をよろしくお願いします。

野本主査： わかりました。他市における事例として、当該事業と同様に実施した結果については札幌市にのみ確認しているため、札幌市以外の事例は把握していません。

田口会長： わかりました。

それでは審議を行います。北海道が保有する保育士登録者名簿の提供を受けることについて、ご意見はありませんか。

(意見なし)

田口会長： それでは、諮問された本人以外から収集する個人情報について、当審査会としては、「公益上特に必要があると認めるとき」として妥当であると大筋では皆さんのご意見が一致を見たように思いますので、そのように答申を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

田口会長： 異議なしということですので、答申書を取りまとめることとなります。この後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

宮沼課長： 本日のご意見を踏まえ、事務局において答申の素案を作成し、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず素案をお送りして調整を行い、まとめ次第、改めて書面による審査会を開き、答申書を確定させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

田口会長： 事務局から答申書について説明を受けましたが、そのように進めてよろしいでしょうか。

田口会長： そのように決しました。以上で諮問事項を終結します。

田口会長： 説明員退室のため、暫時休憩致します。

田口会長： 審査会を再開します。

## (2) 報告事項

### ア 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について

田口会長： 次に、(3) 報告事項、ア平成30年度個人情報保護制度の運用状況についてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

米山係長： 私から、平成30年度個人情報保護制度の運用状況についてご説明いたします。資料1「平成30年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、(2)の個人情報保護制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したのものについては、全部開示が8件で前年度比4件の増、一部開示が3件で前年度比1件の増、不存在が2件で前年度比1件の増、計13件で前年度比6件の増となっております。

消防長が実施したものについては、全部開示が0件で前年度比1件の減、一部開示が0件で前年度比2件の減、計0件で前年度比3件の減となっております。

教育委員会が実施したものについては、一部開示が0件で、前年度比1件の減となっております。

全体では件数が13件となり、前年度比2件の増となっております。

次のページ、資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。平成21年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数は年度により変動しておりますが、平成30年度の請求件数は11件であります。

なお、資料1と2において件数が合致しないのは、1回の請求で複数の個人情報を請求したケースが2件あり、資料1では一部開示と不存在で2件、全部開示と不存在の2件として数えたことによるものであります。

次のページ、資料3「平成30年度個人情報保護制度の運用状況」をご覧ください。個人情報開示の個別の内容であります。以下、一部開示及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 4の「平成27年6月から現在までの納税課との折衝の記録」につきましては、預貯金調査の回答及び差押事務に関する情報が、個人情報保護条例第16条第7号の「市が行う事務又は事業に関する情報であつて、検査や取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため」に該当するものとしてこの部分を非開示としております。

NO. 7の「①住民票等証明請求書（平成28年5月1日から平成30年11月1日まで）、②戸籍謄本交付申請書（平成28年5月1日から平成30年11月1日まで）」は、①住民票等証明請求書（平成28年5月1日から平成30年11月1日まで）につきましては、住民票交付申請者に記載のある請求者以外の氏名が個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため非開示としているほか、北海道石狩振興局納税課及び北海道公安委員会からの請求に関する情報が、個人情報保護条例第16条第7号の「開示することにより、事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあると認める情報」に該当するものとしてこれらの部分を非開示としております。

また、②戸籍謄本交付申請書（平成28年5月1日から平成30年11月1日まで）につきましては、該当期間の戸籍謄本交付申請書が存在しないことから、不存在としております。

NO. 8の「国民健康保険証の利用履歴（平成25年1月から平成30年9月まで）」につきましては、本人が入院中であるため、開示請求を委任したケースでありましたが、国民健康保険税の滞納状況等が本人の委任事項以外の個人情報であったことから、この部分を非開示としております。

次のページをご覧ください。NO. 10の「①住民票等証明請求書（平成3

0年3月1日から平成31年2月18日まで)、②住民異動届(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)、③戸籍謄本交付申請書(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)」は、このうち③戸籍謄本交付申請書(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)につきましては、該当期間の戸籍謄本交付申請書が存在しないことから、不存在としております。

以上でございます。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒委員： NO. 4「平成27年6月から現在までの納税課との折衝の記録」については、請求者が納税課と折衝した記録を請求したということでしょうか。

佐賀主事： そのとおりです。

石黒委員： NO. 7「①住民票等証明請求書(平成28年5月1日から平成30年11月1日まで)、②戸籍謄本交付申請書(平成28年5月1日から平成30年11月1日まで)」とNO. 10「①住民票等証明請求書(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)、②住民異動届(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)、③戸籍謄本交付申請書(平成30年3月1日から平成31年2月18日まで)」における戸籍謄本交付申請書とは、請求者が他人の戸籍の交付を申請した申請書なのか、あるいは他人が請求者の戸籍の交付を申請した申請書なのか、どちらでしょうか。

佐賀主事： 他人が請求者の戸籍の交付を申請した申請書です。

石黒委員： それぞれ不存在としているのは請求期間に誰も請求者の住民票や戸籍の交付を請求しなかったということでしょうか。

佐賀主事： そのとおりです。

石黒委員： 請求者がある特定の人物からの請求の有無を想定していた場合、不存在と請求者に通知することは、特定の人物の請求が無かったことを通知することに繋がるため、存否応答拒否をするのが適正ではないか。

熊澤係長： 「特定の人物が請求者の戸籍を請求したかどうか」という請求内容であれば石黒委員の仰ったように存否を回答してしまうと、請求者以外の特定の人物の請求情報が洩れてしまうのですが「誰かが請求者の戸籍を請求したのではないか」という請求内容であれば、存否を応答したとしても問題ないと考えられます。

石黒委員： ありがとうございます。

伊藤副会長： NO. 4とNO. 6は納税課との折衝記録ですが、NO. 6が全部開示であるのに対して、NO. 4は個人情報保護条例第16条第7号に該当する部分を非開示としていますが、両者の違いは何でしょうか。

佐賀主事： 折衝記録の中でNO. 4の場合は、金融機関に対する預貯金調査の回答結果及び市職員による預貯金の確認と差押執行の記録が、個人情報保護条例第16条第7号に該当するため非開示としております。

伊藤副会長： 請求者本人の預貯金額に関することであれば開示しても良いと思うのですがなぜ非開示となるのでしょうか。

熊澤係長： 折衝記録として、市職員と納税者とのやり取りのほかに市職員が残したメモも含めて保管しております。市職員が納税者の銀行残高を確認し差押えするのがいつなのかというような市の徴収に係るノウハウが納税者に伝わってしまうと、納税者が事前に預貯金を引き出して差押えを回避してしまう恐れがあるので、個人情報保護条例第16条第7号に該当するため非開示としております。

伊藤副会長： 市職員と請求者のやりとりではなく、市職員同士や市職員と銀行とのやりとりの結果を非開示としているということですね。

熊澤係長： そのとおりです。

伊藤副会長： ありがとうございます。

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

### (3) その他

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

石黒委員： 先ほどの諮問に関連して、外部から得た個人情報を管理するにあたり江別市として個人情報の管理について統一的な取扱いのルールはあるのでしょうか。

宮沼課長： 条例、規則、規程に基づき適正に管理されております。

石黒委員： 子ども育成課もそれに基づき情報管理するのでしょうか。

福島次長： セキュリティポリシーのような方針はあるのですが、先ほどの諮問に係る情報の管理のような具体的な管理に対応するような統一的なルールはありません。

田口会長： 諮問の際にも申し上げましたが、適正な情報の管理をお願いします。

宮沼課長： 答申案を取りまとめる際には、委員の皆様全員にご相談したいと思います。

田口会長： よろしくをお願いします。

伊藤副会長： 江別市個人情報保護条例第7条第2項についてですが、同項第1号で「法令又は他の条例に定めがあるとき」とされていることから、今回の諮問については、江別市が他の条例にて個人情報の収集について定めていれば、諮問会を開催しなくても収集することができたと思うのですが、江別市は個人情報を収集するにあたり、あえて条例を定めずに当審査会委員の意見を聴くことにしているのでしょうか。

熊澤係長： 当市におきましては、常態的に条例で個人情報の収集について定めていません。他市の事例としましては、災害時の要保護者の名簿の取扱いを条例で定めていることはあります。ただ、先ほどの諮問に係る事業は常態的に個人情報をやり取りする必要が無いので、個人情報の収集について別に条例を定めることは想定されないと思います。

伊藤副会長： わかりました。ただ、今の回答によって、今回の諮問に係る個人情報の収集は1回限りであることが初めて解りました。保育人材の不足が改善されるまでは毎年収集するものと思っていました。

熊澤係長： 情報収集の範囲を特定した上で諮問させていただいているという解釈ですの

で、当諮問の答申を経て毎年個人情報を収集して良いということにはならないと思います。

福島次長： 現時点では北海道の保有する情報量が多いと思いますが、1、2年経っても情報の内容は大きく変化しないと思いますので、毎年個人情報を収集するかどうかについては、担当課と相談する必要があると思います。ただ、当該情報の収集について公益上特に必要があると認めていただければ、今回の情報収集の趣旨は2～3年有効になるとと思いますので、当該情報を収集した後にまた同様の情報を収集する際には今回の答申がそのまま有効になるものと考えていました。

伊藤副会長： 今回は、当該情報を収集する目的に公益性があると認められただけであって人材不足が改善するなど今後の状況が変われば、情報を収集する目的に公益性が認められなくなる可能性もありますよね。

福島次長： そのとおりです。

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

総務課長： 今後につきましては、本日のご意見を踏まえ、事務局において答申の素案を作成し、委員の皆様にお諮りしたいと思います。まず素案をお送りして調整を行い、まとめ次第、改めて書面による審査会を開き、答申書を確定させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### 3. 閉会

田口会長： 以上をもちまして、「令和元年度 第1回江別市個人情報保護審査会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。